

買取型ファクタリングをご利用される際のご注意

買取型ファクタリング

初めに・・・

弊社では「買取型ファクタリングに特化したサービス」を提供しています。

ファクタリングとはお客様が有する売掛金を買い取るサービスになります。

一般的な「融資」とは違い「利息」は発生しない代わりに「手数料」というものが発生します。

また、「利息」のような規制にはかからず、あくまで「売掛金の買取業務に伴う買取手数料が発生」します。

ファクタリング業者により「手数料の割合」は様々ですが、一般的に弊社が提供する手数料の割合は法人様の場合 **5%～18.75%**、個人事業主様の場合**6%～18.75%**の範囲で行われているのが二社間取引の場合の実情です。

基本的な手数料の考え方

- ファクタリングにおける手数料は期間によらず一回の取引により、業者が決めた料率によることとなります。

■例えば手数料率10%の場合

10万円のお取引をする際は手数料率10%として計算すると

弊社の計算を基にすると**11,111円の手数料**となり、返戻金額は111,111円となります。

よって $111,111円 \times 15.00\% = \mathbf{11,111円}$ となり、返戻元本は100,000円と手数料の11,111円となり、合計111,111円となります。

手数料と利息の違い

ファクタリングを利用される場合、発生する手数料は利息とは異なります。

あくまで融資を受ける際に発生する利息には利息制限法などの様々な規制・法律の中で定められた規約の中で取引が行われますが、ファクタリングのお取引はあくまで**商品の売買契約**となるので、その決まりはありません。

また、利息は期間・金額により事細かに規約がありますが、ファクタリングはそれに準じておりません。

例えば弊社が提供するサービスの場合、最短1日でも最長30日でもお客様の取引状況や売却される売掛先など様々な諸条件により弊社が定める手数料率により対応しております。

更に、管轄する行政機関も金融機関の場合は金融庁、ファクタリングの場合は経済産業省となり、取り扱う行政機関も異なります。

弊社が取り扱う買取型ファクタリングとは

ここで、弊社が取り扱う「買取型二社間取引」の場合、お客様の便宜上、「債権を売却した事実」を売掛先に知られず資金調達(資金化)する手法となります。

弊社とトラブルが発生しない限り、債権を売却した事実は売掛先にわからないまま、必要な資金を確保できることが**最大のメリット**となります。

もちろん、トラブルが発生すればこの限りではありませんが、通常取引をしている間は弊社とお客様にしかわからない事実になり、安心してご利用いただけます。